

宇 情 個 審 答 申 第 6 号
令 和 8 年 9 月 8 日

宇治市長 松村 淳子 様

宇治市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 和 田 勝 行

宇治市情報公開条例第18条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和7年9月18日付け、7宇都交第316号により諮問のありました下記の件について、次のとおり答申します。

記

公文書非公開決定（公開請求に係る公文書の内容：①宇治市シルバー人材センターが物品請求書を2年で処分することを「問題ない」とする根拠（法令、条例、規則、通達等）を記録した文書等一式。②指定管理者に対して、市が物品請求書等の保存に関して指導・助言・指示を行った記録（指導文書、通知、打ち合わせ記録、メール等）等一式。）に係る審査請求についての諮問

答 申

第 1 結 論

宇治市長（以下「実施機関」という。）が「宇治市シルバー人材センターが物品請求書を2年で処分することを「問題ない」とする根拠（法令、条例、規則、通達等）を記録した文書等一式（以下「本件対象文書1」という。）」及び「指定管理者に対して、市が物品請求書等の保存に関して指導・助言・指示を行った記録（指導文書、通知、打ち合わせ記録、メール等）等一式（以下「本件対象文書2」という。）」について、本件対象文書2について行った不存在決定は妥当であるが、本件対象文書1について行った不存在決定は妥当ではなく、指定管理者と締結した業務に関する協定書を対象公文書として特定し、公開すべきである。

第 2 審査請求の経過

1 公文書公開請求書の提出及びその受理

令和7年8月7日、審査請求人は、宇治市情報公開条例（以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し、「市営駐輪場の指定管理者、宇治市シルバー人材センターは物品請求書を2年で処分しています。そのことを交通政策課に問うたところ、勝浦課長から「同センターとの協定書や業務仕様書等で具体的に物品請求書を保存するよう明記されていないので問題はない」と説明されました。補助金交付要綱、業務仕様書には帳簿等の保存期限は10年・5年と記されています。又一般的に物品請求書は7年保存と認識しています。以下の文書等の公開を求めます。①宇治市シルバー人材センターが物品請求書を2年で処分することを「問題ない」とする根拠（法令、条例、規則、通達等）を記録した文書等一式。②指定管理者に対して、市が物品請求書等の保存に関して指導・助言・指示を行った記録（指導文書、通知、打ち合わせ記録、メール等）等一式。」を請求内容とする公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

実施機関は、同日付けでこれを受理した。

2 実施機関の決定及び審査請求人への通知

令和7年8月21日、実施機関は、本件文書に記録されているものの全部が不存在であるとして公文書非公開決定（以下「本件決定」という。）を行い、同日、審査請求人に公文書非公開決定通知書を送付した。

3 審査請求

令和7年8月25日、審査請求人は本件決定に対し、不存在であることを不服として、実施機関に対し審査請求を行った。

第 3 審査請求の趣旨

1 審査請求の趣旨

「上記処分を取り消し、当該文書が存在するか、または作成・取得すべき義務があるとして、文書の存否を再調査の上、公開するよう求める。」として開示を求めるもので

ある。

2 審査請求人の主張

審査請求人が、審査請求書において述べている主張を総合すると、おおむね次のとおりである。

令和7年8月7日付けで、指定管理者である宇治市シルバー人材センターが物品請求書を2年で処分していることについて、交通政策課勝浦課長に問うたところ「問題ない」との説明を受けたので、その根拠（法令、条例、規則、通達等）について情報公開請求したところ、令和7年8月21日付7宇都交第281号により「該当文書は存在しない」との決定がなされました。しかしながら、「問題なし」との判断は一定の根拠資料または確認資料に基づいてなされたはずであり、それが一切作成も取得もされていないとすることには疑問があります。特に、行政が第三者である指定管理者の文書管理の状況を把握し、適正と判断するにあたって、内部的な検討や確認記録、あるいは照会等がなされていないとは考えにくい。よって、本件決定には事実誤認または調査不十分があると考え、審査請求するものです。

第4 実施機関の理由説明の趣旨

実施機関が意見書及び意見陳述において述べている主張を総合すると、おおむね次のとおりである。

本件請求に係る公文書について、実施機関は作成も取得もしておらず、保有していないため、不存在を理由として本件決定を行ったものである。

第5 当審議会の判断

当審議会は、審査請求人及び実施機関の主張の内容に基づき、本件決定の妥当性について審議した結果、以下のように判断する。

1 本件対象文書の存否について

(1) 本件対象文書1の存否について

実施機関は、宇治市シルバー人材センターとの協定書において、物品請求書の保存期間について定めておらず、シルバー人材センターが内部的な運用として決めることであるため、実施機関としては問題ないとしており、当該対象文書については作成も、保有もしていないと主張している。一方で審査請求人は、実施機関の判断には一定の根拠資料等が存在するはずであると主張している。

実施機関は、上記の判断のとおり、シルバー人材センターとの協定書において物品請求書の保存期間についての定めがなく、実施機関とシルバー人材センターとの間で権利義務関係が生じていないことから、シルバー人材センターが内部で決定すべき事項であるとするならば、本件対象文書1を存在しないとして不存在決定するのではなく、シルバー人材センターとの協定書を対象公文書として特定し、公開すべきである。

(2) 本件対象文書2の存否について

実施機関及び審査請求人の主張は上記(1)と同様である。

通常指定管理者に対する指導等については、その内容、指導日時等を記録しておくべきである。しかし、本件については、実施機関は物品請求書の保存について、シルバー人材センター内部で決めることであり、実施機関として把握する必要はなく、関知しないとしている。そのため、物品請求書等の保存に関して指導・助言・指示を行った記録は存在しないとする実施機関の説明について、承認せざるを得ず、また、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、本件請求に係る公文書は存在しないとする実施機関の判断は妥当である。

2 付言

なお、本件について当審議会として以下の要望及び意見を付け加える。

実施機関が、シルバー人材センターとの協定書において物品請求書の保存期間について定めておらず、実施機関としては問題ないと判断し、本件対象文書1を存在しないとして不存在決定を行ったことについては、請求内容を限定的に解釈して行われたと言わざるを得ず、本件請求に対する文書特定は適正さを欠いていたといえる。

今後は、対象となる文書の特定に際して適切に対応するよう努められたい。

第6 結語

以上により、結論のとおり答申する。

本件審査請求の経過

年 月 日	経 過
令和7年 8月 7日	公文書公開請求
令和7年 8月21日	公文書非公開決定(不存在等)
令和7年 8月25日	公文書非公開決定に対する審査請求
令和7年 9月18日	情報公開・個人情報保護審議会諮問
令和7年10月 日	審査請求人から意見書収受
令和8年 1月 9日	実施機関から意見書収受
令和8年 1月29日	審査請求人から反論書収受
令和8年 2月18日	実施機関から意見聴取(令和7年度第3回審議会)
	審議(令和7年度第3回審議会)
令和8年 7月28日	審議(令和8年度第1回審議会)
令和8年 9月 8日	答申